

議第四十二号

南飛驒健康増進センター条例の一部を改正する条例について

南飛驒健康増進センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

南飛驒健康増進センター条例の一部を改正する条例

南飛驒健康増進センター条例（平成十五年岐阜県条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表備考第一号中「この」を「これらの」に改め、同号ト中「正午」を「午前十時」に改め、同表備考第二号中「使用料の」を削り、「この表に定める」を「一の表に掲げる」に改め、同表備考第三号中「使用時間区分以外の時間に」を「これらの表の金額の欄に規定する時間帯（以下「時間帯区分」という。）以外の時間帯を」に、「使用料の額は、次のとおり」を「額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号イ中「使用時間区分」を「時間帯区分」に、「この表に定める午前の使用料」を「一の表の午前の欄又は二の表の宿泊以外に使用する場合に、この表に掲げる午後の使用料」を「一の表の午後の欄又は二の表の宿泊以外に使用する場合に、この表に掲げる午後の使用料」を「一の表の午後の欄又は二の表の宿泊以外に使用する場合に、この表に掲げる午後の使用料」を「一の表の午後の欄又は二の表の宿泊以外に使用する場合に、この表に掲げる午後の使用料」に改め、同表備考第四号を削り、同表備考第五号中「使用料の」を「前二号の規定により算定した」に、「十円未満」を「これ」に改め、「する」の下に「ものとする」を加え、同号を同表備考第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 幼児がキャンプ縄文を宿泊に使用する場合は、使用料は、二の表の規定にかかわらず、無料とする。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

提案説明

キャンプ縄文の一泊当たりの使用時間を変更するため、この条例を定めようとする。